

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立立山青少年自然の家利用細則

令和7年8月1日 制定

(趣旨)

第1条 国立立山青少年自然の家（以下、「施設」という）の利用に関しては、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(個人利用者の範囲)

第2条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第2条第3項の規定に基づき、個人で利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 研修・利用・調査研究に関する相談を行う者
- 二 青少年教育に関する連絡及び協力を行う者
- 三 青少年教育関係図書・資料等の閲覧を行う者
- 四 その他所長が適当と認める者

(利用の申込み)

第3条 施設を利用しようとする者は、所長があらかじめ定める書類を、定める期間内に所長に提出するものとする。

2 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第2条に該当する団体にあつては、利用を希望する期日が所属する年度の前年度に行う先行募集に申し込むことができる。

3 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第2条に該当する団体で、利用規則第3条の2で規定する先行募集に申込みが無かった団体及び一般の団体にあつては、利用を希望する期日が所属する前年度に行われる先行募集の利用が確定した後から利用を希望する期日の2週間前までの間に利用を申し込むことができる。

4 利用人数が10人未満の利用団体については、利用を希望する期日の2か月から2週間前までの間に利用を申し込むことができる。

(利用の承諾)

第4条 所長は、利用申込みがあつた場合は、国立立山青少年自然の家審査要領に基づき審査を行うとともに、施設・設備の状況、従来の利用状況、その他諸般の事情を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。なお、必要に応じて活動計画に

ついて指導及び助言を行うことがある。

(利用承諾の取消)

第5条 所長は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の承諾を取消することができる。

- 一 第6条各号に違反するおそれがある場合
- 二 第13条第1項に抵触した場合
- 三 その他所長が特に必要と認めた場合

2 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消の前提となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定にかかわらず、利用申込の受付を制限することができる。

(禁止事項)

第6条 施設においては、次の行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持・反対するための政治教育その他の政治的活動。
- 二 特定の宗教を支持・反対するための宗教教育その他の宗教的活動。
- 三 その他、施設の設置目的に反する活動や他の団体の活動への妨げになる活動、法令違反、公序良俗に反する活動、施設のイメージを損なうおそれのある活動

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者の入所・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

- 2 利用者は施設の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

- 2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。
- 3 標準生活時間以外の活動については、事前に本所と協議の上、所長が必要と認めた場合のみ実施可能とする。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、使用した施設及び宿泊室等の清掃及び整理整頓を行うものとする。

(食事等)

第10条 利用者は本所が委託する業者が提供する食事を摂るものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合はこの限りではない。その場合は、本所が委託する業

者から提供される食事との混色を避けるとともに、利用期間中の全食事を利用団体が用意すること。

2 前項の食事の費用は利用者の負担とする。

(飲酒及び喫煙)

第 11 条 利用者は酒類の飲用希望がある場合には、事前に本所へ申込み、所長が他の利用団体の利用状況等を勘案して、特に支障がないと認めた場合に限り、次に定める各号を遵守したうえで許可する。

- 一 本所が指定する時間、場所で行うこと
- 二 利用団体が用意した飲食物の残りやごみ類については利用団体が持ち帰ること
- 三 緊急事態等への体制を整えること
- 四 飲酒中及びその前後において他の団体への配慮を怠らないこと

2 利用者は、指定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第 12 条 利用者は、故意又は重大な過失により施設の施設・設備等を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第 13 条 利用者は、施設の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定及び利用規則第 6 条各号に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用に関する変更及びキャンセル)

第 14 条 本所を利用しようとするものは第 3 条に規定する申しこみを行った場合、及び第 4 条に規定する承諾を受けた場合に、次の各号に定める事実が発生した場合は速やかに本所まで連絡し、必要に応じて本所職員と協議するものとする。

- 一 利用予定人数に関すること
- 二 本所での生活・活動に関すること
- 三 利用のキャンセル

(事前打合せ、事前体験、下見)

第 15 条 利用団体は利用にあたっての活動内容及び施設・設備の利用について、次の各号に基づき、本所職員と事前に打ち合わせを行うものとする。

- 一 本所が開催する合同事前説明会

二 前号に参加できない場合は、本所と利用団体が協議の上、定めた日時で行う打ち合わせ

2 利用団体は必要に応じて、本所職員と打ち合わせの上、活動の事前体験、下見等を行うことができる。

(施設設備等整備の日)

第 16 条 利用者の受入を行わない日は、施設・設備の整備を行う日として所長が別に定める日のほか、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。

2 天災その他やむを得ない事情があるときは、所長は、臨時に利用者の受入を行わないことができる。

(雑則)

第 17 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

(附則)

この細則は、令和7年8月1日から施行し、国立立山青少年自然の家利用細則（令和5年7月1日所長裁定）は廃止する。